

議会からのお知らせ

平成18年 第4回定例会

平成18年第4回定例会は、12月6日に招集され、会期を2日間と決め、町長の行政報告の後、一般質問が行われ、その後、承認2件、議案11件、諮問1件、意見案2件を審議し、全て原案のとおり可決し会期を1日残して閉会しました。なお、審議された議案の主な内容は、次のとおりです。

◎承認

△平成18年度鹿部町一般会計補正予算専決処分報告の承認について
地方自治法の規定により、9月25日付けで専決処分したものです。

内容は、第4回全道8人制サッカー大会函館地区大会において決勝リーグで鹿部中学校が3位となり、全道大会への出場が決定したことに伴い、開催地の網走市への引率者も含めた経費58万円を追加措置したものです。

△平成18年度鹿部町一般会計補正予算専決処分報告の承認について
11月27日付けで専決処分したものです。

内容は、ボイルホタテ貝殻リサイクル処理に係る鹿部町水産加工業協同組合に対する補助金として4百万円を追加措置したものです。

◎条例

△鹿部町いこいの湯条例の制定について

鹿部バイパス道路整備事業に架かるため、コミュニティプールに併設し、新たに建設した、「いこいの湯」の施設管理運営を円滑に行うため本条例を制定したものです。
尚、従来の鹿部町老人いこいの家条例は、附則にて廃止されました。



鹿部町税条例の一部を改正する条例の制定について
鹿部町税条例は、地方税法に基づき、昭和25年に制定され、この間、法律の改正に伴い、税条例もその都度一部改正がなされてきておりますが、条文において国が示している準則に沿っていない部分もあり、大幅な改正を要することが判明したことから、本条例の一部改正を行ったものです。なお、鹿部町税条例の一部改正となっておりますが、

鹿部町税条例は、地方税法に基づき、昭和25年に制定され、この間、法律の改正に伴い、税条例もその都度一部改正がなされてきておりますが、条文において国が示している準則に沿っていない部分もあり、大幅な改正を要することが判明したことから、本条例の一部改正を行ったものです。なお、鹿部町税条例の一部改正となっておりますが、

中身は全部改正の内容であります。
理由は、附則の規定については全部改正することにより、過去の経過が消えてしまうことから、全部改正ではなく一部改正という表現になっております。

△鹿部町国民健康保険税条例の制定について
国が示している市町村税条例準則においては、市町村の国民健康保険税においても独立した条例となっており、法律の一部改正に伴う改正案も別様とされていることから、今回の税条例の一部改正に伴い、税条例から国民健康保険税の条文を削除し、新たに独立した鹿部町国民健康保険税条例を制定したものです。



◎補正予算

△平成18年度鹿部町一般会計補正予算について
歳入歳出それぞれ4千7

百83万5千円を追加し、予算総額、27億3千7百51万9千円としました。

内容は、北海道知事・北海道議会議員選挙に係る執行経費2百56万7千円の追加、資源ゴミ処理委託料として4百81万9千円の追加、町道水源地道路線の旧工スバイエル、現、竹林木材用地購入費、1千8百万円の追加、町道宮浜道路線改良工事請負費で3百50万円の追加、駒ヶ岳演習場障害防止対策事業工事請負費1千2百10万5千円の追加が主なものです。

△平成18年度鹿部町介護保険事業特別会計補正予算について
内容は、保険給付費の介護サービ入等給付費の見込み予定額による3百40万円の減額、高額介護等サービ入費3百40万円の追加で、補正額が減額と追加額が差し引きゼロとなったための補正額の無い補正で本年度の予算総額に変更はなく、2億2千3百5万1千円のままです。

◎その他

△北海道後期高齢者医療広域連合の設置に関する協

議について

平成18年6月に国会で議決された「高齢者の医療の確保に関する法律」によつて、平成20年4月から75歳以上の方等を対象とした新たな後期高齢者医療制度が創設され、都道府県単位ですべての市町村が加入することが義務づけられております。

この後期高齢者医療制度の施行準備のため、平成18年度の末日までに広域連合を設置することとされており、関係市町村議会の議決により規約を定め、知事の許可を受けなければならぬことから、議会の議決を求めたものです。

△新たに生じた土地の確認について
従来から岸壁、物揚場などの漁港施設として整備を進めておりました鹿部漁港区域内の公有水面埋立て工事完成箇所について、公有水面埋立て法第22条第1項の規定に基づき、北海道知事から認可のあった2、689.98㎡を新たに生じた土地として確認するため、地方自治法第9条の5第1項の規定により議会の議決を求めたものです。



△字の区域の変更について
新たに生じた土地の確認について「に關連するもので地方自治法第260条の規定に伴う一連の手続きで、公有水面の埋立てにより、2、689.98㎡を編入したもので、これにより、本町の面積は、110.59平方キロメートルとなりました。

△渡島地方税滞納整理機構を組織する市町村数の増加及び渡島地方税滞納整理機構規約の変更に關する協議について
平成19年4月1日から、渡島地方税滞納整理機構へ檜山支庁管内の江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町の7町を加入させるための

規約の一部改正であります。これにより、当該機構を組織する地方公共団体は、1市16町となり、名称を渡島・檜山地方税滞納整理機構とし、議会の組織を変更し、地方自治法の改正に伴つて、収入役を会計管理者とするものです。

△渡島廃棄物処理広域連合規約の変更に關する協議について
地方自治法の改正に伴い規約の一部を変更するもので、内容は、助役制度を見直し、助役を副広域連合長とし、現在の構成町の長から選任されております4人に、今の1人を加え5人とするものです。

また、収入役制度についても、収入役を廃止し、会計管理者を置くこととし、更に、補助職員の関係で吏員制度を廃止することによる文言の削除です。

以上の変更について、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めたものです。

△南渡島消防事務組合規約の変更に関する協議について
「渡島廃棄物処理広域連合規約の変更に関する協議について」と同様に、南渡島消防事務組合においても地方自治法第292条の規定により、市町村に関する規定の準用がなされることから、改正地方自治法が適用され、収入役については廃止、また、南渡島消防事務組合に置かれている助役についてもその設置根拠がなくなるため副管理者とするものです。

◎諮問

△公有水面埋立に関する諮問について
公有水面を埋立てする場

合に、公有水面埋立法第2条の規定により、事業主体は知事の免許を受け、その場合、知事は、同法第3条第1項の規定により、地元市町村長の意見を求めることになつております。

町長は、意見を述べようとする際に、同条第4項の規定により議会の議決が必要となることから、議会の議決を求めたもので、知事から諮問あつた係留施設及び輸送施設用地の造成工事に伴つ字本別275番2、273番18地先の公有水面埋立てについては、異議がない旨、回答しました。

◎意見書の提出

次の意見書を可決し、関係省庁等へ提出しました。

◇森林・林業政策の充実と新たな財源措置を求める意見書について

【提出先】
衆議院議長・参議院議長
内閣総理大臣・総務大臣
財務大臣・農林水産大臣
環境大臣



◇医師・看護師の大幅増員・確保対策強化を求める意見書について

【提出先】
内閣総理大臣・総務大臣
厚生労働大臣・財務大臣
文部科学大臣



一 般 質 問

■町内公共施設のバリアフリー化対策について
(質問者)

吉 英樹 議員



当町の防災計画の中で、駒ヶ岳噴火時の避難場所として、リハビリ体育館、小・中学校、総合体育館、中央公民館の5ヶ所が指定されており。

噴火時の避難は長期に渡る事が予想されます。その際には衣食住にあたる寝具、食料、水など十分と言えないまでも、どうか供給される事は日本国内で起きている様々な災害の避難状況を見るテレビ報道などを見てご理解はできます。しかしトイレについて、特に障害を持った方々向けのトイレの整備状況は、避難場所5ヶ所の中で車いすの方々が利用できるトイレが整備されているのは、リハビリ体育館、中央公民館及

び総合体育館の3ヶ所だけだと思えます。

残る2ヶ所の避難場所のトイレ整備も急務と思えますが、町長の見解をお伺いします。

また、その他の町内に数多くある公共施設のバリアフリー対策も遅れている状況にあると言わざるを得ません。

併せて町長の考え方を伺いします。

■防災計画の見直しの中で早急に検討して参りたい。

(答弁者)

川村 茂 町長

ご質問は、町内公共施設のバリアフリー化対策についてということであり、障害のある人が自立して生活し、積極的に社会参加していく上で、まち全体を障害のある人にとって利用しやすいものへと変えていくことの重要性が、近年、広く認識されるようになっております。

当町では、平成15年3月に策定された、高齢者保健福祉総合計画の中で、『本町の公共施設は、昭和40年から昭和60年に建築されたものが多く、建替えや新

築・改修等に手摺やスロープなどのバリアフリー化に努める。』と書かれています。又、平成18年3月に策定されました、新たな福祉総合計画でも、『安全な暮らしの確保』との観点から、バリアフリー化を推進するとしております。

これらの計画を基に、公民館のリニューアル・本別中央会館、鹿部会館、大岩地域会館など改築・新築にはスロープ・手摺などバリアフリーに配慮して参りました、更には、パイパス工事に伴い、憩いの湯は勿論のこと、この度行いました、鹿部公園内のトイレ改修についても、バリアフリー化と水洗化を実施しております。決して遅れている状況とは思っておりませんが、ご指摘の避難所となる小中学校、特に小学校につきましては、今後、長期避難の拠点となる施設として、現在防災計画の見直しを進めておりますので、その中で出来るものであれば早急に検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思えます。

■再質問と再々質問の要約
(質問者)

吉 英樹 議員

避難所としても大切ですが、小中学校、中学校といふのは沢山の児童、生徒が通学している所です。

今の建物には、車椅子のトイレ、スロープさえ着いていない。

子供がけがや病気で歩けなくなつた時に、すぐ対処しなければならぬと思えます。

また、役場の1階や2階のトイレは公共施設として一番、町民や町外の方が利用されていると思えますが、今のままで良いと思われませんか。

■再答弁と再々答弁の要約
(答弁者)

川村 茂 町長

小学校につきましては、防災計画の見直しを進めている所でありまして、避難所の重点施設として位置づけられていることから、バリアフリー化が必要となつて来ると思われますので早急に整備し参りたいと考えております。

中学校についても、年次

計画で考えて参りたいと思つております。

また、役場庁舎については、検討して参りたいと思つておりますので、ご了承願いたいと思えます。

※再質問、再答弁については、要約してあります。

■認知症高齢者グループホームの設置について
(質問者)

吉 英樹 議員



平成18年4月から介護保険制度改正に伴い、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられ、高齢者の自立を助ける地域密着型の介護、福祉基盤の整備を自治体の自主性や裁量を生かして推進していくための補助制度があると聞いております。

この地域密着型サービス拠点の一つとして「認知症高齢者グループホーム」の整備があげられております。

当町においてはこの施設が未だ、整備されておらず、その対象となる方々は他の市町の施設利用を余儀なくされている所であります。

入所を希望している人は、まだ相当数いらつしやると思われますが、希望されている多くの方が国民年金受給者で高額な施設利用料金の支払いが困難な為に諦めているのが現状であると思

います。今後この施設への入所希望者が更に増加していくことが予想されます。

当町でも、この施設整備が緊急課題と考えます。

このような低所得者が利用できるように低料金で利用可能な施設整備の補助制度を活用していくお考えがあるかどうか、町長のご見解をお伺いします。

■民間参入について、町内にある医療機関、社会福祉法人に配慮しながら検討して参りたい。

(答弁者)

川村 茂 町長

認知症高齢者グループホームの設置について、でございますがご質問の内容は今後、認知症高齢者グルー

プホームを低所得者が低料金で利用できる、補助制度を活用する考えが、あるかどうかのご質問だと思ひます。

先ず、施設の必要性は十分に承知しております。しかし、議員も御承知のとおり公営での施設整備は困難であると考へております。

そこで、理想とする民間の進出を期待するのであります。鹿部町の福祉、医療に関する需要と供給の実態を考慮して行われるものであると認識しており、新規参入がないところを見れば、経営に係る採算性が取れないとの判断が、現状ではないかと思つております。

しかし、前段で申し上げましたとおり必要性は理解しておりますので、今後は、民間の動きもあると思ひますが、町内にある医療機関並びに社会福祉法人に配慮しながら、検討して参りたいと考へておりますのでご了解を戴きたいと思ひます。



委員会の活動

総務経済常任委員会 所管事務調査

◇調査事項
町有林の災害復旧状況と現況について



◇調査実施日
平成18年11月1日

◇調査方法
担当課から説明を受け、

現地視察後、提出のあつた資料に基づき、質疑を行った。

◇調査結果

町有林全体の面積408ha(旧南茅部町黒羽尻100haを除く)の内、平成16

4. 36haにトドマツを植栽し、今年度の跡地造林事業を終了している。

年9月の台風18号によって、69.16haに上る森林に風倒被害が発生した。

残る激甚災害指定箇所跡地造林については、平成19年度に46.31ha、を植栽し、事業完了予定である。

町では、これらの復旧のため、激甚災害法に基づく森林災害復旧事業の指定を受け、平成16年度から5カ年計画で復旧を進めている。

新たに被害が確認された7.88haの跡地造林を実施する計画となっている。

被害地の復旧には、風倒による被害木整理が急務であることから、激甚森林災害復旧事業(激甚災)の指定を受けた54.42ha、指定森林災害復旧事業(指定災)の指定を受けた6.86haについては、平成17年度中に被害木整理を終了している。

激甚災害法に基づく森林災害復旧事業の指定箇所についてはの造林樹種は基本的には前生樹を植栽することとなつてはいるため、トドマツを主に造林することとなっているが、河川周辺等については出来る限りミズナラ等の広葉樹を造林する予定である。

また、今年の雪解け後、新たな被害箇所(宮浜学林)7.88haが確認されたことから、これについても、18年度で被害木整理を終了している。

なお、緑資源機構と分収契約をしている、公団造林については、被害発生年の16年度と17年度に於いて、14.90haの被害木整理と跡地造林を実施し完了済みである。

被害地復旧のための跡地造林は、今年度から着手されており、平成18年度は春期事業で、激甚災害指定箇所10.61haにトドマツ、ミヅナラを植栽、秋期事業で同じく激甚災害指定箇所

当町は基盤産業が水産業であり、森林の持つ水源涵養、国土保全機能は漁業振興に大きな役割を果たしていることから、被害地の早期復旧を望むものであり、特に、海洋への培養効果が

あるとされる広葉樹の造林を推進し海洋環境の保全と向上に努められたい。
また、一部の町有林において除間伐等の整備を必要とする箇所が見受けられることから、今後とも下刈り、除間伐、枝打ち等、適正な森林の維持管理を望むものである。

民生文教常任委員会 所管事務調査

◇調査事項
「森町リサイクルプラザ」の視察について



◇調査実施日

平成18年11月2日

◇調査方法

現地にて、施設職員による説明を受けその後、施設

見学を行った。

◇調査結果

この施設は、ごみの減量化及び資源化を図り環境への負担を軽減するためのリサイクル施設で平成18年4月から本格稼働している。

施設の事業費は建設工事費7億9千4百44万2千円、施工監理等委託費1千3百12万5千円で総体事業費では8億7百56万7千円となっている。

施設では、一般家庭から

排出される缶類、ビン類、ペットボトル、その他容器（プラ製・紙製容器）、発砲スチロール・白色トレイ、古紙類（紙パック、ダンボール、雑誌、新聞紙）がリサイクル処理されている。

缶類は磁気選機によってアルミ・スチールに分かれ圧縮成型機によって成型され、ビン類はコンベア手選別により色分けされる。

ペットボトル及びその他容器は分別後、圧縮包装機により梱包され、発砲スチロール・白色トレイは減容固化機により成型される。

また、古紙類についてはそれぞれ分別され貯留ヤードに収められ、リサイクル処理された成型品は業者によ

り回収され再利用化される。当町は、この施設の単独設置には多額な費用を要することから、供用開始となつた本年4月から事務委託した。

施設での、処理費用（委託料）は1トン当たり、66、885円（税込み）となつており今年度の搬入見込量は、354.85トン、予定処理委託料2千3百74千円を見込んでいるが9月末までの搬入実績で215.2トン、年間見込量の60.6%が搬入されていることから、ごみ減量化に向けた意識啓発の向上と町民のリサイクル活動の促進を望む。

また、この施設での「プラスチック製容器（紫色の袋）のリサイクル協会での品質評価では汚れ（生ごみ混入）、危険品（剃刀など）、医療廃棄物（注射器など）が混入されていることから最も低いDランクに評価され、改善が見ならない場合は引取りを拒否されることとなる大変深刻な状況となっている。

ごみの減量化が町財政の負担軽減となることから、防災無線・町広報、更には

町内会単位での説明会などにより、ごみの分別に関するマナーの向上と資源化に向けた効率的で経済的なごみ処理体制を確立されたい。

あなたも議会を傍聴して見ませんか。



次の定例会は、**3月上旬**に開催される予定です。

（開催日が近くなりましたら町防災無線でお知らせします。）

～手続きは簡単です。～

傍聴席の入り口にある傍聴人名簿に住所と氏名を記入するだけです。

